近世の地域大社と社家の布教活動 伊勢国多度神社と小串氏を事例として

戸

谷

佑

紀

## 近世の地域大社と社家の布教活動

# ―― 伊勢国多度神社と小串氏を事例として ―

谷 戸 佑 紀

#### はじめに

周縁論・地域社会論などにおける議論をもとに、神社・神職を切り口に地域社会を論じる成果も生まれている。このほ 近世の神社に関する研究は、一九八〇年代から江戸幕府や朝廷による神社・神職に対する支配・編成を中心に深化し、 全国の神職組織の存在形態とその特質が明らかにされた。さらに、一九九〇年代以降に活発化した身分的

た議論も行われている。 方、中世の神社については、既に中世一宮制に関する成果がまとめられており、解体期となる戦国期を視野に入れ

か、

参詣に関する成果も蓄積した。

とは西田かほる氏により提起された理解で、「古来より様々な形で地域の核となっていた神社」を指す。ここでは、西 田氏が対象とした甲斐国御崎明神のほか、摂津国西宮神社・武蔵国御嶽山といった地方の有力神社に対して分析が進め 右のような状況のなか、二○○○年代以降に進展をみたのが、いわゆる地域大社を対象とする研究である。地域大社

られ、江戸幕府や本所との関係、内部構造などが明らかとなった。

ただ、地域大社の実像を解明できたとは言い難く、次の点において課題が残る。

①社家による布教活動については、配札(廻檀)に関する成果があるものの、そのほかの活動が不明瞭のままとなっ

てしる

②これまで行われてきた個別の神社研究や寺院研究にも当てはまるが、地方に所在する神社 定的に把握する傾向があり、 信仰の伝播・受容の問題を捨象している。 (寺院) の信仰圏を固

の信仰が遠隔地まで展開する場合があったのであり、その過程を具体的に跡付ける必要があろう。そして、ここにお ②に関しては、 金毘羅信仰のように全国に伝播した事例がいくつも存在する。つまり、 地方の寺社であっても、 それ

いては①で指摘した配札以外の活動も重要となることが予想される。

である小串氏を対象として、この課題に取り組んでみたい。同社は後述するように古代から地域の中心的存在であって そこで本稿では、伊勢国桑名郡多度村(現 三重県桑名市多度町多度)に所在する多度神社(2) (現 多度大社)とその社家

地域大社の事例として適切であると考える。

本論に入る前に多度神社と多度村について説明しておく。

代に社殿が創建されたと伝わる。延喜式内社(名神大社)で、主祭神は「多度神」と呼称されていた天津彦根命である。 多度神社は、養老山地の南端に位置する多度山の麓に鎮座する神社である。創祀時期は不明であるが、雄略天皇の時

中世には 「多度権現」・「多度大明神」とも呼ばれ、軍神としても著名であったらしい。

など数社の摂末社がある。とりわけ、 境内には天津彦根命を祭る本宮のほかに、天目一箇命を祭る別宮の一目連神社、そして市杵島姫命を祭る美御前社党内には天津彦根命を祭る本宮のほかに、秀の書きらの登上 一目連神社の祭神は風雨を司る神として知られ、降雨はもちろん、 五穀豊穣・海

上安全といった幅広い事柄に霊験があるとされた。

ては、多度神社が一宮であったことが明らかとなっている。(ユ) また、伊勢国一宮といえば、鈴鹿郡の椿大神社が比定されてきたが、研究の進展により、少なくとも中世前期におい

呼ばれて戦国期まで存続し、天文二年(一五三三)の時点では、多度山内に六十九坊もの末寺があった。 が残存しており、これを見ると、当時、広大な伽藍と多くの寺領を有していたことがわかる。この神宮寺は、⑸ このほか、神宮寺が存在したことも特筆される。延暦七年(七八八)の成立とされる『多度神宮寺伽藍縁起幷資材帳

帰し、壊滅的被害を受けたという。近世の同社は、後述する桑名藩主本多忠勝による再興から新たに出発することにない。壊滅的被害を受けたという。近世の同社は、後述する桑名藩主本多忠勝による再興から新たに出発することにな 右のように古代以来、勢力を誇った多度神社・神宮寺であったが、織田信長による長島一向一揆攻めに際して灰燼に

るのである

ている。 奉仕したが、多度村も同様であった。社家と桑名藩との上申・下達のやりとりは、基本的に同村の庄屋を介して行われ 家数三四軒、 村高一二二石余とある。近隣の村々は、上げ馬神事・流鏑馬神事が執り行われる五月の例祭に様々な形で

多度村は、多度神社の膝下にひろがる桑名藩領の農村で、宝永八年(一七一一)四月の明細帳には、人口一六〇人、

た。また、傍注・読点・中黒・返り点は、すべて筆者が付したものである。 おいて、小串氏による布教活動と信仰の伝播を浮き彫りにしたい。 以上を踏まえ、第一章で社家と神宮寺を確認し、第二章で経営の基盤となる社領を明らかにする。そして、第三章に なお、引用した史料の漢字は現在常用の字体に改め

## 多度神社の社家と神宮寺

本章では、基礎的な作業として多度神社の社家と神宮寺について整理する。

近世の同社の運営を担ったのは小串氏・平野氏の両社家と、法雲寺という神宮寺であった。本稿で主な対象とする小

串氏を中心にそれぞれ見てゆきたい。

るが、これらについては不詳である。 なお、小串氏と平野氏のほかに、下社人として三家 (伊藤五郎大夫·平野八郎大夫·平野七郎大夫)が存在したようであ

#### (1) 小串氏

でき、近世に連続する社家の成立は、少なくともこの時期まで遡るとみて大過ないであろう。(2) 十二年(一五六九)三月には、「多度郷五社権現祠官小串重元」という人物が京都の吉田家と接触していたことが確認 府奉公衆となり、多度周辺に勢力を扶植するなかで多度神社との関係を深め、その衆僧・社家になったとされる。永禄 中世の同氏については、岡野友彦氏による成果がある。これによると、もともと東国御家人であった小串氏は室町幕 小串氏は、多度神社の神主職を世襲した社家である。近世には後述する平野氏とともに社前に屋敷を構えていた。

とりわけ、長島一向一揆攻めの時には、

社伝之旧記、次ニ\*小串家之旧記・系図等至迄悉焼失仕候、其節小串先祖忌部詮重・同嫡重亮従||火中 天正弐年戌五月、 小田信長公依」命、滝川左近将監一益北伊勢乱軍之兵火ニ罹り御社頭・宝庫悉及二回禄、 近世の地域大社と社家の布教活動

#### 【表1】「小社」持分一覧

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
春日社	山神社	高塚社 (祭神大山祇)	伊子古大人社	山神社	塩満社 (祭神住吉明神)	諏訪明神社	山神社	田宮神社	春日社	山神社	小山神社(大山祇神、八幡宮卜称)	林崎社	八龍社	山神社	天王社	星川神社(星川建彦宿祢命、今神明ト称)	船附社	神社名
力尾村	猪飼村	猪飼村	猪飼村	北猪飼村	北猪飼村	北猪飼村	大久保村	大久保村	大久保村	小山村	小山村	小山村	東小山村	東小山村	東小山村	星川村	肱江村	所在
平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	平野右馬大夫持	法雲寺持	法雲寺持	法雲寺持	平野右馬大夫持	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	持分
					多度附末社之内							多度附末社之内						備考

れる。

	平野右馬大夫持	美濃国石津郡万寿新田	一目連	28
	平野右馬大夫持	美濃国石津郡太田新田	八幡宮	27
多度附末社之内	平野右馬大夫持	野代村	岡本神社・野代神社・神明・白山・山王・春日	26
	小串右衛門大夫持	福本神田	一目連	25
	小串右衛門大夫·平野右馬大夫持	上之輪村	多度神社(阿賀多大明神相殿)	24
	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	香取村	香取大明神・神明社	23
	小串右衛門大夫·平野右馬大夫持	上之郷村	内母社	22
	平野右馬大夫持	柚井村	塩干社	21
多度附末社之内	平野右馬大夫持	柚井村	天社	20
	平野右馬大夫持	力尾村	山神社	19

# 「村々小社多度持方之分」(整理番号B-三五)・「宝暦年中神社御改帳扣」(整理番号E-五〇)をもとに作成。

#### (2) 平野氏

り、叙任を受けている。(38) 職(神楽役)であったが、宝暦相論を経て神主職となった。また、小串氏と同じくこの相論を契機に吉田家の配下とな(3) 史料上では、少なくとも寛永年間(一六二四~一六四四)には社家として存在していたことが確認できる。もともと禰宜 平野氏については、中世以前の動向は不明である。同氏が宝暦年間に作成した由緒には「上代ゟ累代之神職」とある。

前掲【表1】を見れば明らかなように持分とする「小社」が多く、周辺農村における神事にも深く関与したと考えら

#### (3) 法雲寺

十一年(一六九八)三月に神仏習合の立場から多度神社を説明した由緒書を作成しているように、近世の同寺は古代か 実は寛永六年(一六二九)に桑名藩主の松平定行によって別宮の愛宕社とともに建立されたものであるとされる。元禄 法雲寺は多度神社の神宮寺で、その住持は社僧として仕えた。戦国期まで存在した神宮寺と寺号が類似しているが、

いる。 (一七一三)からは、後掲【表3】のように社領十五石のうち、小串氏と並ぶ四石五斗が割り当てられるようになって 神社内での地位は次第に上昇したらしく、近世前期には社領の配分から除かれていたにもかかわらず、正徳三年(4)

ら連続する神宮寺であることを主張した。

所(仁和寺)の権威を用いて巻き返しをはかり、「別当」号の使用が認められた。また、これを契機として御室御所の 宝暦相論においては、「別当」を称することが問題視され、「多度大神宮真言別院」を称することになったが、 御室御

直支配となっている。

との嫌疑を受け、先例が無く授与しない旨の証文を両社家に提出している。 布教活動をめぐって両社家と競合する場合も存在し、寛政十三年(一八〇一)二月には一目連神社の御守を配布した

## 一 近世の社領とその変遷

本章では、近世の多度神社の社領について検討する。

近世の桑名藩は、慶長六年(一六〇一)に本多氏が十万石で入封したことに始まり、その後、たびたび藩主家の入れ

替わりがあった。では、多度神社の社領に変化は無かったのであろうか。史料的な制約もあるが、できる限りその実態

を押さえておきたい。 慶長六年正月に桑名藩主となった本多忠勝は多度神社の再興を命じ、慶長十年十一月三日には新しい社殿が完成して

左は慶長十年の発給とされる文書である。いる。そして、この時、社領の寄進も行われた。

中書様為||御立願| 多渡権現へ御神領高拾石自||当年|可」被」進」之ニ候、其上多渡郷中御普請役被」成||御免|之 已上

御神前御掃除已下油断有間敷候、

謹言、

石川左京亮

二月廿八日

松下河内守

慶清 (花押)

佐野雅楽助

之 (花押)

梶淡路守

直成

(花押)

勝重 (花押)

禰宜衆

多渡

らかの立願があり、十石を寄進するとともに多度郷中の普請役を免除するというものである。このように社殿の完成を 二月二十八日付で奉行人と推測される梶勝重たちから「多渡 禰宜衆」宛に出されている。内容としては、忠勝に何

前に社領の拡充がなされたと考えられる。

同年八月十二日に作成された「桑名領在々知行目録」は、領内の村高を書き上げたものであるが、その末尾に、

都合拾万六拾八石七斗

以 此内弐拾五石 田戸権現領自分ニ付ケ申候、

との記載がある。ここから、合わせて二十五石の社領があったことがわかる。 そして、次の藩主の本多忠政は、慶長十六年(一六一一)正月に、

田戸社領之事

、拾五石、 東肱上村内

右令;;寄進;者也

本多美濃守

忠 政 御書

亥

正月十七日

. -

禰宜衆

とあるように十五石を寄進し、さらに元和二年(一六一六)九月にも、

近世の地域大社と社家の布教活動

多渡社領事

拾五石者、

小山内

右如い件、

本多美濃守忠政

元和二年九月十一日

黒印

神主殿

領内の主要な寺社に対して寄進が行われたものと考えられる。

として十五石を加えている。これら二回と同日には桑名郡桑名の春日神社(8)

(現

桑名宗社) にも社領が与えられており(๑)

元和三年(一六一七)、本多氏に代わって久松松平氏の松平定勝が十一万石で入封する。社領がどのようになってい 右から、この時期の多度神社には合計で五十五石の社領があったと推測される。

たかは、関係する史料も無く不詳である。

その後、寛永十二年(一六三五)になると、定勝の三男である松平定綱が十一万三千石で新たに入った。これに際し

て社領の再給付が実施されたらしく、

多度権現領之事

田畠=||〒|| 者、任|| 先規| 被|| 寄附 | 畢、全可」有|| 修納 | 幷四至傍尓之内山林・竹木不」可」有|| 他妨 | 者也、仍執達如」件、

蜂屋弥兵衛

成政判

寛永十二年

十一月廿一日

伊藤三郎左衛門

し

神主

右衛門大夫殿

右馬大夫殿

寄進された三十石の替地として多度村内で与えられたもので、社家の小串氏と平野氏で折半して分配されたという。こ(※) (3)とあるように、同年十一月二十一日付で「田畠弐町」を与える旨の文書が発給されている。これは本多忠政の時代に(3) の他の社領が認められた形跡は無く、全体としては本多氏時代より削減されてしまったといえよう。

以降、判物や黒印状の発給は確認できない。

文書の形式を見ると、藩主の判物や黒印状では無いため、この社領は格式の下げられた除地であったと考えられる。

平定勝の時代から始まっており、宝永七年(一七一〇)に松平定重が転封するまでの間に【表2】のようにたびたび与 ところで、これ以外にも社領に準じるものとして、一部の田畑を「神領田」として寄進することが行われている。松

— 142 —

### 【表2】「神領田」の寄進一覧

高七斗一升一合五勺	中畑六畝二八歩	大鳥居村庄九郎新田	松平定重	不明
高九石二斗九升一合	下田八反六畝二八歩	上之輪村中江新田	松平定重	寛文元年(一六六一)
高九石一斗余	上田一反七畝一○歩・中田五反七畝四歩	東福永村・西福永村	松平定勝	元和九年(一六三三)
高六石五斗余	上田五反五歩・中田二六歩	金廻村	松平定勝	元和七年(一六二一)
石高	田畑	所在	藩主	年月日

「宝暦十年社中及出入候節二條御殿江差上候願書控」(整理番号B-三七)・「勢州桑名郡多度村式内多度大神宮覚書扣」(整理番号B-四九)をもとに

宝永七年、奥平松平氏の松平忠雅が十万石で入封する。この奥平松平氏の時代の社領に関しては、文化十一年(一八一四)

二月の「御家中分限帳」に、 多度神社 高拾五石

米拾石五斗御祭礼入用

目連社 高五石

寛政六寅年ゟ

との記載が存在し、合計で二十石の社領が認められていたことが確認できる。右は【表3】のように分配されていたと

いう。 寛政六年(一七九四)から一目連神社に対して五石が加えられているが、これは同年に旱魃が発生した際に、藩主松

近世の地域大社と社家の布教活動(谷戸)

平忠和による雨乞いの立願によって寄進されたものである。(5)

えられた米を指す。 (%) (米拾石五斗御祭礼入用」とは、例祭の神事料として藩から与

村式内多度大神宮覚書扣」には、また、文化十一年(一八一四)三月成立の「勢州桑名郡多度」

右<sup>者</sup>御所替後、正徳三巳年多度村納米之内、米ニ<sup>而</sup>御渡

、高拾五石

松平下総守様御寄附

#### 【表3】神領の配分

一石	四石五斗	法雲寺
一石	二石五斗	下社人三人
一石五斗	三石五斗	平野氏
一石五斗	四石五斗	小串氏
一目連神社五石	多度神社(本宮)十五石	社家・神宮寺

寛政六年七月四日条(整理番号B-三一七)をもとに作成。「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」正徳三年条

一、高五石 右同断、

被」成候事

とある。正徳三年(一七一三)以降、特定の土地を社領とすることは無くなり、多度村の納米のうちから社領に相当す 右\*寛政六年寅八月廿一日下総守忠和様御寄附、多度村御納米之内ニニ御渡被」成候事:

る分を支給する方式に切り替えられたことがわかる。

久松松平氏の時代に与えられていた「神領田」については、転封にともなって所在の村が幕領となったところもあっ

たが、引き続き所持が認められている。

た「御城主越中守様・忍御城主下総守様 最後に、文政六年(一八二三)、久松松平氏の松平定永が十一万三千石で入った。藩とのやりとりを小串氏が記録 御用記」を見ると、

一、同年十二月、先御城主下総守様御附渡之通、高弐拾石幷御神事米共被言下置」、(後略)、

とあって、奥平松平氏時代の二十石が維持されたことが確認できる。以降、変化なく明治初年まで継続する。 なお、武

蔵国忍藩主となった奥平松平氏は、転封後も多度神社との関係の継続を希望し、毎年、金五両を与えることを約している。 て社領は重要な収入源であったが、藩主家の交代により削減される可能性が常に存在していたのである ここまで社領の変遷を追ってきた。格式や石高の変更がたびたび行われていたことが浮き彫りとなった。社家にとっ

から活発化するが、この背景には右のような社領の減少という事態があったと考えられる。 一七九四) 多度神社の場合、奥平松平氏によって十五石とされた正徳三年から五石が加えられる寛政六年までの期間(一七一三〜 社領が特に減少した時期であるといえる。第三章で述べるように、社家による布教活動は十八世紀前半

## 三 小串氏の布教活動と信仰の伝播

本章では、多度神社で行われていた布教活動について小串氏を事例として検討する。

勧請である。以下、信仰の広がりの様相にも目配りしつつ、その実態を明らかにしてゆきたい。 同社の布教活動は小串氏と平野氏によって担われた。活動の中心となったのは、配札 (廻檀)・祈祷 (神楽の実施を含む)・

#### (1) 十七世紀

連する史料も残存しておらず不明である。 前述したように多度神社は十七世紀初頭に再興を果たす。社家たちによる布教活動がこの頃まで遡るかどうかは、関

宝永七年(一七一○)五月十六日付で小串右衛門大夫・平野右馬大夫が作成し、桑名藩の横目中に提出した「覚」には 一、古来ゟ之御神領田・旦那所・散銭等先世之通ニ被」為 ||仰付||候事

近世の地域大社と社家の布教活動(谷戸

とあり、配札を行う「旦那所」(檀那所)が存在していたことがわかる。ただ、これ以前の十七世紀ではまったく確認®

できず、社家たちが積極的に配札を行っていたとは想定できない。

次に、多度神社とその祭神への信仰については、断片的にその様相を知ることができる。 寛永二十年(一六四三)十二月二十一日付の左のような文書が現存している。

多度権現奉」上金子之覚

一、金子拾両

右者高須輪中小笠原主膳正領地之内、坡杁為」堅||固之、当夏中立願被||申上|候通是指上候、 以二御 神力 (\*) 塘(ママ)

寛永弐拾年

無事安泰之所、

主膳正難」有被」奉」存候、以上、

小笠原主膳内

伴与惣兵衛

印

常葉六郎左衛門

福井新左衛門(印)

多度

極月廿一日

(後欠

美濃国石津郡高須輪中 (現 岐阜県海津市海津町・平田町)を領地としていた高須藩主小笠原貞信が、立願成就の謝礼とし

て金子十両の奉納を行っている。ここから、坡塘や圦樋の守護に霊験があると認識されていたことがわかる。 また、多度神社への奉納物のうち十七世紀に納められたことが判明するものをまとめると【表4】のようになる。一

見して明らかなように、奉納者は桑名や近隣農村の人々に限られている。

【表4】多度神社への奉納物(十七世紀)

| 桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚日記」(整理番号C-四八):「多度太神宮御本宮神宝扣」(整理番号C-七)をもとに作成

以上から、特に揖斐川沿いの地域において信仰を集めていたことが確認できる。当該期においては、社家たちの活動

もこの地域の人々を主な対象とするものであったと考えられる。 さらに、近世中期に成立したと推定される桑名に関する記録「旧記」をみると、宝永四年(一七〇七)十月四日に起

一、多度大神宮御山ハ汰り不」申候、

きた宝永地震に関連して左のようにある。

、桑名も大地震の跡津波参申候へ共、多度大神宮一目連昼夜海辺エ御出御苦労被」遊候故、 く候、偏大神宮一目連御蔭と町中相悦皆々参詣仕候、其後小地震度々汰り申候、 御領内何事も御坐な

近世の地域大社と社家の布教活動(谷戸)

との文言があることから、これは十七世紀初頭まで遡る認識と見て大過無いであろう。 護する存在として認識されていたといえる。慶長十年(一六〇五)の再興の際に作成された棟札に「桑名郡北面鎮守」 このように津波が襲った際、 祭神の力によって被害が発生しなかったと信じられていたのであり、 同社は藩領内を守

#### (2) 十八世紀

た地域での活動が行われるようになり、さらに、 まず、布教活動の展開については、尾張国知多郡小鈴ヶ谷村(現「愛知県常滑市小鈴谷)における雨乞いの実施に関し 十八世紀になると、社家による布教活動が活発化する。具体的には、尾張国知多郡や美濃国武儀郡といったやや離れ 依頼者の希望に応えて太々神楽が実施されるようになる。

て検討した松下孜氏の成果が参考となる。 同氏は元禄年間から文政年間までの約百四十年間にわたる村入用帳を収集

右によると、

し、雨乞いの事例を分析している。

- ①小鈴ヶ谷村と多度神社との関係が確認できるようになるのは、「多度禰宜」に二百文を支払った宝永三年(一七〇六) が最初である。 これは知多郡と同社との関係を示す事例としても最古である。
- ②この初穂料は、延享三年(一七四六)の記載に「多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス」とあることから、 連して小串氏に支払われたものと考えられる。さらに、寛政八年(一七九六)以降、「多度社家廻り」との記載

が散見されることから、配札が行われていた可能性が高い。

が、享保七年(一七二二)から再開し、 とされる。特に十八世紀に注目すると、宝永三年・宝永四年・宝永七年に支払いがあった後、い 以降、ほぼ毎年、支払いが行われるようになっている。 ・ったん記載が無くなる

階と比べて活動の対象となる地域が拡大したといえる。おそらく、前述した小鈴ヶ谷村の事例のように、社家たちによっ とあるように、桑名郡すべての村々が雨乞いを祈願したとされる。そして、この時、同じく祈願のため、「遠方」から 俗や信仰が短期間で形成されたとは考え難く、やはり十七世紀以前に遡ると理解した方が妥当であろう。社家たちは とあるように、伊勢国などの国々では、突然、発生した暴風を「一目連」と呼び、神風とする習俗があったことが載せ て新たに開拓されたものであろう。 参拝に訪れたという村々を整理すると【表5】のようになる。 このような既存の信仰を足がかりとして配札先を広げていったと推測される。 られている。よって、少なくとも四か国においては同社や祭神への信仰がもともと存在していた可能性が高い。 ここから、当該期には、尾張国知多郡や美濃国本巣郡などが配札先となっていたと推測できる。よって、 延享四年(一七四七)七月、近年に稀な日照りとなったため、桑名藩主松平忠刻から雨乞いの祈祷が命じられた。また、 十八世紀半ばに配札が行われていた地域に関しては、雨乞いの祈願元から推定しておきたい。 宝暦八年(一七五八)に江戸で出版された奇談集「斉諧俗談」に、 つまり、知多郡のような離れた地域での活動は、十八世紀初頭に行われ始め、 同延享四丁卯七月之日でりニ桑名横郡不」被」残雨乞有」之候、以上、 一路にして、他の所を吹ず。是を一目連と名付て神風とす。則伊勢国桑名郡多度山に一目連の祠をまつる。(後略)。 伊勢、尾張、美濃、飛騨の四ヶ国にて、不時に暴風吹来りて、大木を倒し巌を崩し、民屋を破る事あり。然れども唯 享保年間に定着したと指摘できよう。

近世の地域大社と社家の布教活動

右の習

## 【表5】延享四年七月、「遠方」からの雨乞い一覧

御礼に蜆新田ゟ被参候	初尾銭一貫文	尾張国海西郡	尾州海西郡蜆新田
是雨ふり御礼二銭壱貫文持参被致候	銭五〇〇文	尾張国海東郡	尾州東福田村
	銭一貫文	尾張国知多郡	知多郡東大高村
	銭一貫文	尾張国愛知郡	知多郡本地村
	金一分	尾張国春日井郡	知多郡うしけ村
	金一分	尾張国知多郡	岩屋村・大どまり村
	金一分	尾張国知多郡	知多郡久村
	金一分	尾張国知多郡	知多郡長草村
	金一分	美濃国厚見郡	水海道村
	金一分	美濃国本巣郡	上真桑井組
備考	奉納額	所在	雨乞いの祈願元

「殿様より雨乞御祈祷覚帳」(整理番号B-四一)をもとに作成。

に作成された同氏の檀那帳である。部分的にしか残っていないため全容を示すわけではないが、おおよその分布を捉え ることができるものと思われる。なお、M1が現存するなかで最古の檀那帳である。 では、十八世紀後半では、小串氏の配札先(檀那所)はどのようになっていたのであろうか。【表6】は、この時期

5	4	3	2	1	No.
四月日 (一七八六)	五月吉日 (一七八五)	三月吉日 (一七八三)	安永八年(一七七九)	四月吉辰 (一七七八)	作成年月日
郡御旦所扣帳 郡・山県郡・武儀郡・加茂 濃州羽栗郡・各務郡・厚見	葉栗郡・海東郡檀中扣帳愛知郡・春日井郡・丹羽郡・	尾州知多郡御檀那扣帳	扣帳 子幷二在·亀山在中御檀方 四日市町方·楠之郷中·白	檀中帳 三重郡、尾州・美濃、伊勢 三重郡、尾州・美濃、伊勢 東郡・愛知郡・春日郡、 尾張海東郡・愛知郡・春日郡、	史料名
後藤弥左衛門	松田大隅	後藤弥左衛門	後藤弥左衛門	後藤弥左衛門	手代
武儀郡四か村・加茂郡九か村(うち一か村は墨消)ち一か村は墨消)・厚美郡一か村(墨消)・山県郡三か村・美濃国羽栗郡四か村(うち二か村は墨消)・各務郡二か村(う	か長嶋町一か所)・朝明郡三一か村、伊勢国桑名郡五か村(ほ葉栗郡一四か村・海東郡五か村、伊勢国桑名郡五か村(ほ尾張国愛知郡一八か村・春日井郡八か村・丹羽郡二七か村・	尾張国知多郡六八か村	か庄野宿一か所) 村・奄芸郡一六か村(ほか白子一か所)・鈴鹿郡四二か村(ほ伊勢国三重郡一〇か村(ほか四日市一か所)・河曲郡四か	消)・不破郡一か村、伊勢国朝明郡四六か村・三重郡五か村か坂下宿一か所)、美濃国山県郡四か村(うち一か村は墨尾張国海東郡一か村・愛知郡五か村・春日井郡一九か村(ほ	記載内容

「尾州勢州濃州檀廻帳」(整理番号B-四六)をもとに作成。

特に、№2の末尾には「新旦方」として春日井郡内の上飯田村などの八十軒余が書き足されており、これは配札先の開 拓が積極的に行われていたことを端的に示している。 右を見ると、北勢地域だけではなく、尾張国や美濃国の一部において、広く配札を展開していたことが確かめられる。

また、配札先となった村々では勧請が行われたようである。例えば、美濃国武儀郡横越村(現 岐阜県美濃市横越)は、

近世の地域大社と社家の布教活動(谷戸)

寛政十一年(一七九九)三月二十九日に「天水待之処ニ而、照続候節者五穀等もミのりあしく」として「田地中高地之所」 に分社を創建することを小串氏に希望している。このように分社が建てられることで、多度神社と村々との関係はより

強固なものとなっていったことが予想されよう。

は「生ける神」であり、 物が出現し、多度山に落下したというものである。京都に住んでいた国学者の建部綾足によると、西から北東に向(®) て飛んで行くのを多くの人が目撃し、評判になっていたという。さらに、桑名から来訪した人から、一目連神社の祭神 ところで、明和七年(一七七〇)七月には多度神社の知名度を高める事件が起きている。それは十八日の夜、 光物の正体が同神であるとの話を聞いたとしている。 空に光

#### 表 7 熱田神社の社家方

なったと考えられる。

神楽方 神楽方 神楽方 御師 粟田大輔 栗田順司 林参太夫 鏡味水用太夫 鏡味和太夫

神楽方 神楽方 大原種太夫

神子衆 神子衆 お津名女 お登見女 お花瀬女

号B-一四)をもとに作成

「太々御神楽祈祷用記」(整理番

うに、 野氏も寛政九年(一七九七)四月に太々神楽を実施している。この時は「平野家方太々 作成しており、太々神楽の依頼に対応すべく祭式が整えられたことがわかる。なお、平 御神楽、 実施に際しては、小串氏は太々神楽の手順・供物などを取り決めた「大々神楽式」を 各地の神楽を集めたという。 尾州名古屋・同国熱田・三州岡崎、 其外所々右持寄太々神楽ヲ会立」とあるよ

行うことができなかったらしく、神楽役を尾張国熱田神社 たことが発端である。小串氏の屋敷において実施されたのであるが、単独で太々神楽を に依頼している【表7】。彼らには「御礼金七両二分、御祝儀百疋」が支払われた。 次に、太々神楽に関しては、天明三年(一七八三)九月に桑名の住人から依頼があっ これにより同社は、神威を盛んに発する神を祭る神社として巷間で知られるところと (現 熱田神宮) の社家たち

のである。

#### (3) 十九世紀

の人々が信仰を寄せるようになる。

上昇により勧請や祈祷も各地から依頼されるようになった。これらにより江戸や武蔵国忍藩領といった遠く離れた地域 十九世紀になると、社家たちは遠隔地に進出する機会を得て、そこにおいて布教活動を展開する。 さらに、

敷に一目連神社の分社(邸内社)が創建されたことが関係している。 まず、江戸において信仰が広がるきっかけとなったのは、下谷三味線堀 (現 東京都台東区小島)にあった桑名藩下屋

— 153 —

摂社 一目連大神霊現略記」)を、桑名藩瑞籬講の人々が板行している。 め公開された。その存在は広く喧伝されたらしく、両社家が祭神の神徳・霊験を記した略縁起(「伊勢国桑名郡多度大神 り行われた。これの目的は下屋敷の「火災除守護神」、つまり、屋敷神とするためであったが、毎月朔日には参拝のた 文政五年(一八二二)二月十七日に桑名藩から勧請が命じられると、小串氏と平野氏が出府し、五月朔日に神事が執

される講が存在し【表8】、配札の対象となっていたことが確認できる。 ここへの信仰は、江戸の桑名藩士だけではなく近辺にも浸透してゆき、文政七年三月には町人たちによる万人講と称

が算額を奉納している。 存在になっていたようである。例えば、同十五年五月には、志村昌寿という人物の門人たち十三名(浅草や下谷に居住 天保九年(一八三八)に出版された江戸の年中行事を紹介した「東都歳事記」にも記述があり、江戸において著名な(28)

## 【表8】「万人講」の講員一覧

														_	·		_	_	_			
千住四丁目	八丁堀亀井町	西久保神谷町	築地小田原町	南伝馬町一丁目	京橋具足町	中橋桶町一丁目	京橋五郎兵衛町	京橋五郎兵衛町	京橋畳町	京橋五郎兵衛町	銀座三丁目	京橋水谷町	神田紺屋町	通新石町	神田鍋町	神田皆川町	鉄炮町大通り	白銀町一丁目	石町四丁目	本町四丁目	本町三町目	居所
石原喜左衛門	明石屋喜兵衛	牧野甚太郎	伊勢屋卯八	越後屋新介	大工卯兵衛	大工和助	遠州屋吉平	伊せ屋作兵衛	万屋伝六	遠州屋長左衛門	餝屋金蔵	中川彦右衛門	乗物屋三郎右衛門	万屋平兵衛	大坂屋新兵衛	瓦屋利兵衛	丸屋文右衛門	三川屋権七	小堀屋九兵衛	伊勢屋七郎右衛門	鳥飼和泉	名前
																						備考
44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	No.
神田三河町四丁目	芝口一丁目	神田新石町	京橋因幡町	神田皆川町	神田鍋町	日本橋通一丁目	三河町弐丁目	稲毛村	深川八幡前	新橋瀧山町	七橋二葉町	本八丁堀二丁目	本八丁堀一丁目	神田鍋町	台町三丁目	大伝馬町二丁目	浅草諏訪町	よし町河岸	両国米沢町	八王子	北相川	居所
森村弥平治	上田屋三郎衛門	桶屋源兵衛	八百屋清九郎	指物屋儀右衛門	鍛冶屋九右衛門	伊勢屋又八	万屋源兵衛	上田屋伊助	家主良助	万屋新七	住吉屋金蔵	伊賀屋小三郎	森屋長十郎	大坂屋惣右衛門	二文字屋弥七	伊勢屋茂八	紅屋勘蔵	竹村屋要介	鮓屋利右衛門	炭屋半五郎	大野庄八	名前
																						備考

22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 No.

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	亀井町	本石町	白銀町	神田鍛冶町	神田佐久間町代地	神田富永町一丁目	新橋瀧山町	下谷相生町	新白銀町
伊勢屋仁兵衛	仙台屋戸右衛門	太田儀右衛門	福島七郎右衛門	越後屋十兵衛	松川屋八郎兵衛	加賀屋文右衛門	同吉右衛門	遠州屋喜太郎	越後屋佐助	同金八	同小兵衛	同吉兵衛	上総屋万右衛門	日野屋茂右衛門	川嶋平兵衛	伏見屋嘉兵衛	和泉屋元五郎	信野屋清兵衛	若狭屋忠右衛門	大久保屋六右衛門	三河屋伝兵衛
伊せ屋又八届					上総屋万右衛門届																

	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
「エゴ 万人毒名	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	神田新シ橋	大和町	弁慶橋	弁慶橋	橋本町	岩井町	今川ばし	岩井町	本所林町	新吉原湯屋町	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
「エゴ 万人毒名面之扣一 (整里番号8)—	上総屋吉五郎	出羽屋徳兵衛	和泉屋源兵衛	内田屋惣兵衛	村田屋徳兵衛	豆腐屋伊三郎	新川屋庄兵衛	三河屋清八	内田平兵衛	伊野屋清右衛門	遠州屋又兵衛	川崎屋文治郎	万屋源蔵	太田屋茂兵衛	家主平八	若狭屋惣兵衛	梅松屋政五郎	大坂屋長治郎	石川甫淳	姫路屋長兵衛	布施伊右衛門	田中平四郎
- 三四丘)を与いこ乍丈。																			若狭屋忠右衛門届			

「江戸万人講名面之扣」(整理番号B-三四五)をもとに作成。

皿尾組 らに、領内への配札も試みたらしく、同年八月吉日付で持田組(十九か村)・佐間組(二十一か村)・谷郷組 吉日付で作られた「忍御家中御早穂神帳」には、一五八名(一部、寺院などを含む)が配札先として記載されてい 第二章で述べたように、同氏は多度神社との関係の継続を望んだのであるが、藩士たちも同様であって、翌年の五月 次に、忍藩領については、文政六年(一八二三)に桑名藩主であった奥平松平氏が同地に転封したことを契機とする。 (十七か村)・行田町方・熊谷宿の檀那帳 信仰」を理由に勧請が行われ、忍城内に分社が創建されるところとなった。(※) (「忍御領分御旦方帳」)を作成している。そして、文政九年八月には(8) (十二か村)・

勧請や祈祷に関しても遠隔地からの依頼が確認できるようになる。

依頼が行われている。おそらく、江戸の分社の評判を伝聞し、勧請を企図したのであろう。 これは久留米藩主有馬頼徳の希望によるものであり、江戸においても、表坊主の高橋栄格を通じて桑名藩主松平定永に 二月、久留米藩士二名 勧請の例としては、筑後国御井郡中村 (藤重久平・青木平助)と若宮八幡宮大宮司(合原安芸守)が来訪し、一目連神社の勧請を願った。 (現 福岡県久留米市北野町中)への勧請が挙げられる。天保六年(一八三五

がわかる。 勧請に用いられた神幣には「伊勢国多度 神幣は久留米まで運ばれ、 同年四月二十九日に新たに創建された社殿への遷座が行われた。 一目連大神御神幣水災消除守護所」とあり、水害除けが目的であったこと

というものである。 この祈祷の開始時期については、 祈祷の例としては、 また、これより以前に船舶への祈祷を行っていた形跡は確認できないことから、 ほかにも随時、 船舶を対象とした祈祷が挙げられる。これは小串氏が依頼に応じて毎月朔日に海上の安全を祈る 小串氏に残された「船札」のひな形が参考となる。その内容から十九世紀前半の作 祈祷を受け付けていたらしい。 祈祷の証として依頼者には 「船札」 多度神社の知名度が が授与され

上昇するなかで、

当該期から小串氏において実施されるようになったものと理解しておきたい。

近世の地域大社と社家の布教活動(谷戸)

てまとめたものである。年によって記載に精粗があるため完全なものでは無いが、おおよその傾向は把握できるものと 【表9】は「毎月朔日海上安全御祈祷扣」に載せられた祈祷依頼を天保元年(一八三〇)から同五年までの五年間に絞っ

## 【表9】祈祷の依頼一覧(天保元年~天保五年)

思われる。

												(二八三〇)	天保元年	年
	閏三月十日		月三月フ日	間三月六日	三 月 一 力 日	=  -  -  -  -	三月十二日	三月十一日	-	E	正月二十八日	正 月 二 日 五 日		月日
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
紀州富田浦 天神丸、市五郎船	紀州富田浦 国市丸、清三郎船	紀州富田浦 四社丸、弥八船	摂州鳴尾村 辰咸光丸、半左衛門	紀州富田浦 若宮丸、三兵衛船	摂州新在家大和屋 神龍丸、治郎兵衛	摂州新在家兵庫屋 飛龍丸、嘉平治	駿州沼津 日吉丸、惣五郎船	摂州大石木屋 万丸、三五兵衛船	紀州富田浦 若宮丸、三兵衛船	紀州富田浦 幸順丸、清治郎船	紀州富田浦 (畫) 宏治郎船	摂州新在家 神龍丸、治郎兵衛船	摂州二つ茶屋浦木屋 宝吉丸、善六船	対象
南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金一〇〇疋	初穂料
大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	大札	不明	不明	授与物
					一宿	一宿			イ 室 同 ノ 一 名		代参、一宿		代参、一宿	備考

																(一八三〇)	天保元年	年
十一月朔日	- - - - - - -	十 月 二 十 て 日			十月二十六日			F J	H I I		五月十一日	四月二十六日	) - [2	] 	閏三月二十五日	閏三月二十日	閏三月十日	月日
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	No.
尾州常滑 金慶丸、伊助船	摂州大石 嘉徳丸、新五郎船	摂州大石木屋 一力丸、三五郎船	桑名いせ屋、六兵衛家船	駿州沼津 日吉丸、惣五郎船	紀州富田浦 安全丸、万治郎船	紀州富田浦 観音丸、利平治船	知多郡常滑 福吉丸、文長船	知多郡多屋 神風丸、元治郎船	知多郡野間 栄福丸、重蔵船	大坂 国市丸、清三郎船	紀州富田浦 松栄丸、松三郎船	摂州神戸 威徳丸、宗吉船	紀州富田浦(住吉丸、市治郎	紀州富田浦 永徳丸、与平治	摂州大石 観音丸、重五郎船	紀州富田浦 富栄丸、松之助船	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎船	対象
金三朱、御湯立	南鐐一斤	南鐐一斤	不明	南鐐一斤	穂、又二〇疋・一二銅南鐐一斤、外一朱御初	二付、御願解御祈祷料 銅、八月二十七日大風 南鐐一斤·鳥目二〇〇	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金一〇〇疋	南鐐一斤	南鐐一斤	金一〇〇疋	南鐐一斤	南鐐一斤	初穂料
大札	大札、供御	大札、供御	不明	大札、御供	大札、御供	大札、御供物	大札、御供	大札、御供	大札、御供	大札、御供	大札、御供	大札、御供	大札	大札	大札	大札	大札	授与物
一朱茶代	一宿、代参	一宿、代参		日帰り	代参鶴松	物代参、日帰り	一宿、茶代五朱			外二一朱茶代、一宿								備考

													(一八三一)	天保二年				
	四月十日				[] [] []	<u> </u>			三月十九日		三月七日	二月二十七日	二月十八日	二月十七日		十一月二十一日		十一月二十日
51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
大坂福嶋 住宝丸、半左衛門	摂州大石松屋 弁天丸、伊兵衛	紀州富田浦 住吉丸、市次郎	紀州富田浦 安全丸、万次郎	紀州日比浦 神社丸、栄介船	摂州御影 権現丸、十蔵船	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	紀州富田浦 信龍丸、九蔵船	紀州富田浦 同船中	紀州富田浦 四社丸、弥八船	紀州乗 大坂国市丸、清三郎	尾州常滑 富久丸、伊兵衛船	紀州富田浦 松栄丸、松三郎	二番 鶏亀丸 (御用船)	摂州御影 弥平治船、神通丸、徳十郎	摂州御影 神吉丸、権十郎船	摂州御影 弥平治船、神力丸、正十郎	茂七
一朱	朱	南鐐一斤	南鐐一斤	朱	朱	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	朱	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金二〇〇疋	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤
不明	大札、御供	大札、御供	大札、御供	不明	不明	大札、御供	大札、御供	大札、御洗米	不明	大札、御洗米	大札、御供	大札	大札、供御	不明	大札、供御	大札、供御	大札、供御	大札、御供
新蔵・安蔵・善吉 一宿、代参、宿料二朱、十介・				一宿					御初尾		御代参、一宿	御下ケ船、御祈祷	代参	帰帆、御代拝川越様				十月二十一日破船一宿、代参弐人、茶代一朱、

															(一八三: )	天保三年	(一八三二)	天保二年	年
		三月二十二日				] 	======================================		二 月 分 日	二月上八日	_ 	- - - - - - - - -	正月八日	正月八日	正月四日	正月元日	十一月十四日	六月二十六日	月日
70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	No.
摂州大石 明神丸、半十郎	摂州大石 住吉丸、松大夫	摂州大石 嘉徳丸、新五郎	摂州神戸 宝力丸、十大夫	摂州神戸 宝松丸、権大夫	紀州富田浦 永徳丸、与平治	紀州富田浦 信龍丸、九蔵	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	摂州大石 一力丸、三五郎	摂州大坂藤田 喜龍丸、源左衛門	知多郡多屋浦 宮徳丸、半治郎	知多郡多屋浦 幸久丸、八三郎	駿州沼津 日吉丸、宗五郎	遠州掛塚 檀吉丸、権六船	紀州富田浦 幸福丸、清次郎	佐藤孫右衛門船(御用船)	摂州新在家 勇力丸、三吉船	摂州西ノ宮(住吉丸、権蔵船)	対象
一朱	一朱	二朱	二朱	二朱	二朱	二朱	二朱	二朱	金二朱	金三朱	\(\frac{1}{2} = \frac{1}{2} \)	£ 11 k	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金三〇〇疋	南鐐一斤	南鐐一斤	初穂料
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	大札	大札	木二木	P.L.二文	大札	大札	大札	不明	大札	大札	授与物
									一宿、代参壱人						幸順丸事改	鶏亀丸両船御祈祷	代参弐人	代参、両人一宿、金一朱	備考

3 - - - - - -	五月十三日	### E	ī. ] ]		E. = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	四月二十七日	D F E E		三 月 三 ノ 日	三月二十八日				三月二十六日				三月二十三日	= F	=======================================
91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
摂州御蔭 金花丸、市左衛門	摂州御蔭 宝暦丸、連十郎	摂州御影浦 神通丸、徳治郎	摂州御影浦 神清丸、権八	紀州富田浦 幸福丸、清治郎	紀州富田浦 松栄丸、松三郎	紀州富田浦 富栄丸、松之介	摂州大石浦木屋 大徳丸、権大夫船	摂州二つ茶屋 宝吉丸、善六船	摂州兵庫 辰久丸、源蔵船	摂州大石浦 伊勢丸、助五郎船	摂州御影 明円丸、重太郎船	摂州御影 住寿丸、留太郎船	摂州御影 理吉丸、権九郎船	摂州御影 神明丸、留十郎船	摂州御影 神力丸、庄十郎船	摂州御影 権現丸、重吉船	摂州御影 若吉丸、民十郎船	紀州富田浦 住吉丸、平五郎船	摂州御影 宝珠丸、源十郎	摂州御影 御影丸、庄五郎
一朱金	一朱金	一朱金	一朱金	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金一〇〇疋	南鐐一斤	南鐐一斤	一朱	一朱	一朱	一朱	一朱	一朱	一朱	南鐐一斤	一朱	一朱
中札	中札	中札	中札	大札·御供	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
				立帰り			泊	泊												

											(一八三三)	天保四年					(一八三二)	<b></b>	年
	四月十日						三 月 <i>月</i> 月	三月十八日					十月二十二日	六月十四日	五月二十三日	五月十五日	五月八日		月日
110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	No.
摂州御影浦 宝栄丸、源九郎	摂州御影浦 宝暦丸、善十郎	摂州大石松屋 住吉丸、松大夫	弐番 鶏亀丸 (御用船)、孫太郎	三番 鶏亀丸 (御用船)、孫太郎	弐番 鶏亀丸 (御用船)、孫太郎	紀州日井浦 大津丸、久五郎	紀州日井浦 神社丸、莫助	摂州大石 大徳丸、権大夫	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎	紀州富田浦 住吉丸、市治郎	紀州富田浦 四社丸、弥八	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	知多郡常滑北条 富栄丸、仁平船	紀州富田浦 安全丸、万次良	二番 鶏亀丸 (御用船)、佐藤孫右衛門	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	二番 鶏亀丸 (御用船)	三番 鶏亀丸 (御用船)	対象
金一朱	金一朱	金一朱	金二〇〇疋	金二〇〇疋	金一〇〇疋	一〇〇文	金一朱	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金一〇〇疋	南鐐一斤	金二〇〇疋	金一〇〇疋	初穂料
中札	中札	中札	不明	不明	不明	不明	中札	大札	大札	大札	大札	大札	不明	不明	不明	大札・御供	不明	不明	授与物
# 	可度会出し一キヒレ		御礼、御船奉行森久兵衛様	御礼	祈願	〇〇文	右昼支度計、茶一朱卜二						代参彦吉、下船御祈祷料		海上安全御祈祷料	代参、立帰り	<b>拝森久兵衛様</b> <b>帰帆御礼、御船奉行御代</b>	出帆御願	備考

(一八三四)	天保五年																	
I F E	_	八月二十六日	四月二十六日		[]  -    -    - 			[]  -    - 	日十八日			四月十五日			[2]  -  =  -  -  -	可         		四月十二日
129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111
摂州大坂 大和	駿州沼津 日	紀州富田浦	紀州富田浦	紀州富田浦	御船奉行 川	御船奉行 川	大坂阿波屋	紀州富田浦	紀州富田浦	摂州大石 宝	摂州兵庫 辰	摂州御影浦	摂州御影浦	紀州富田浦	紀州富田浦	紀州富田浦	紀州富田浦	摂州御影浦
和 丸	1吉丸、惣五	幸福丸、	安全丸、	永徳丸、	越尚右衛	越尚右衛	国市丸、	幸福丸、	富栄丸、	宝松丸、権	辰吉丸、利十	神力丸、一	金花丸、	永徳丸、	安全丸、	亀力丸、	永徳丸、	住吉丸、
	五郎船	清左衛門	万治郎	与平治	衛門御代参	衛門御代参	清三郎	清次郎	松之助	権大夫船	一郎	正十郎	市左衛門	船中	万治郎	善九郎	与平治	留五郎船
金一朱	金二朱	南鐐一斤	二朱	二朱	金一〇〇疋	金二〇〇疋	二朱	二朱	二朱	金一〇〇疋	金一朱	金一朱	金一朱	金一朱	金二朱	金二朱	金二朱	金一朱
不明	大札	大札	不明	不明	不明	不明	大札・御供	大札・御供	大札・御供	大札・御供	不明	不明	不明	不明	大札・御供	大札·御供	大札・御供	中札
		一宿	為御礼態々代参四月七日大風心願仕二付、		付	鶏亀丸越後ゟ大坂江渡海	一宿				立帰り			拝海上安全				下茶屋一宿

																		天紀	
																	八三四)	天保五年	年
	P F F	可 月 明 日		- - - - - - -	三月二十七日				三月二十日				三月朔日	二月二十三日	二月二日		正月二十五日	月日	
148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	No.
紀州富田浦 安全丸、万治郎	紀州富田浦 住吉丸、市大夫	紀州富田浦 永徳丸、与平治	紀州富田浦 天運丸、参兵衛	志州片田 日吉丸、四郎助船	志州片田 伊せ丸、久蔵船	摂州大石浦 住吉丸、松大夫	摂州御影浦 住珠丸、富太郎	摂州御影浦 宝永丸、庄五郎	摂州大坂小堀江 国市丸、清三郎	摂州大坂小堀江 松栄丸、松三郎	摂州御影 神宝丸、源次郎	摂州御影 宝珠丸、源十郎	三番 鶏亀丸 (御用船)、佐藤孫大夫	摂州大坂 妙見丸、松五郎船	大坂大津屋 吉祥丸、亀大夫船	桑名 鶏亀丸(御用船)	桑名 鶏亀丸 (御用船)	桑名 鶏亀丸 (御用船)	対象
南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	一朱	一朱	金一朱	金一朱	金一朱	南鐐一斤	南鐐一斤	金一朱	金一朱	金一〇〇疋	金一〇〇疋	金一〇〇疋	金二〇〇疋	金一〇〇疋	金一〇〇疋	初穂料
大札	大札	大札	大札	不明	不明	中札	中札	中札	大札・御供	大札・御供	中札	中札	大札	大札	大札	不明	不明	不明	授与物
						日帰り									代参一宿、宿料二〇〇文	衛門殿衛門奉行川越尚右	出帆	出帆	備考

六月九日	六月八日	五月二日			五月朔日									四月十三日				
167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149
丸 (御用船)、佐藤孫大夫 二番 鶏亀丸 (御用船)・三番 鶏亀	三番 鶏亀丸 (御用船)	紀州富田浦 幸福丸、清次郎	摂州神戸浦 宝暦丸、十大夫船	摂州御影浦 明恵丸、十五郎船	摂州大石木屋 大徳丸、権大夫船	摂州神戸木屋 宝吉丸、善六船	大坂安治川伏見屋 飛龍丸、嘉平治	摂州御影浦 若戎丸、甚蔵船	摂州東明浦 太神丸、力蔵船	摂州御影浦 神吉丸、権十郎船	摂州御影浦 嘉通丸、弥十郎船	摂州兵庫 辰宝丸、利蔵船	摂州御影浦 加吉丸、権次郎船	郎船 摂州大石浦 嘉徳丸、新五大坂木屋 摂州大石浦 嘉徳丸、新五	大坂安治川木屋 亀一丸、善五郎船	摂州御影浦 天徳丸、権五郎船	鶏亀丸(御用船)、佐藤孫大夫殿	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎
金二〇〇疋	金一〇〇疋、御湯料	金一朱	金一朱	南鐐一朱	南鐐一斤	南鐐一斤	南鐐一斤	金二朱	金一朱	金一朱	金一朱	金一朱	金一朱	金二朱	金二朱	金二朱	金二〇〇疋	南鐐一斤
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	大札
							一宿	日帰り	御代参、一宿						心願成就御礼		帰帆御礼	

	-	<u> -</u>	-	<u> -</u>	+	+	+	J	ī	七	7	(一八三四)	年
	月十二月十二日	-	二 月 十 E		十二月七日	<u></u> 月五日	<b>月</b> 朔日	月 明 E	1	七月二十二日	)  -  -  -	_	月日
	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	No.
	摂州大石浦 観徳丸、善五郎	摂州御影浦 権力丸、又兵衛	摂州新在家 勇力丸、三吉船	摂州新在家 末吉丸、梅之助	摂州兵庫 辰吉丸、利十郎	摂州大石木屋 住寿丸、源五郎	三州大浜	丸)	亀丸御代参 川越尚右衛門様(御用	知多郡常滑 宮吉丸・宮栄丸	四番 鶏亀丸(御用船)	三番 鶏亀丸 (御用船)	対象
「毎月朔日海上安全御祈祷扣」	金一朱	金一朱	金二朱	金二朱	金一朱	金一朱	有之	金二〇〇疋	金一〇〇疋	金一〇〇疋	金一〇〇疋	金二〇〇疋	初穂料
_	不明	不明	大札	大札	中札	不明	不明	月月	下 月	木札二枚	不明	不明	授与物
(整理番号B−一○)をもとに作成。			一宿	一宿	一宿	代参一宿、二〇〇文遣用		里須有	P. 予於首		帆、御代参川越尚右衛門殿五月十二日着、六月八日出	出机工月十四日着、六月八日	備考

や摂津国兎原郡御影浦などが、菱垣廻船や樽廻船の拠点であったことを考慮すると、江戸と大坂を結ぶ南海路を航海す あったことがわかる。 とりわけ、大半が紀伊国や摂津国の船舶で占められていることが注目される。ここで確認できる紀伊国牟婁郡富田浦 まず、M23・24などのように尾張国知多郡の船舶がいくつか存在することから、伊勢湾で活動を行う人々から依頼が

る人々から頻繁に依頼が寄せられていたと指摘できよう。このことは、 駿河国 No. 7 28 57 128 や遠江国 No. 56 0)

船舶があることからも裏付けられる。

うようになっていたのである。 つまり、この頃になると多度神社は、 海上安全に霊験がある神社としても広く知られるようになり、 多くの祈祷を行

本章では、小串氏の布教活動と信仰の伝播について検討した。

同氏の活動は、

も対象とするようになった。そして、十九世紀には江戸や忍藩領といった遠隔地が加わった。この過程を跡付けたこと

十七世紀では多度神社の近隣にとどまっていたが、十八世紀に入ると活発化し、

尾張国

美濃国など

# 社家の活動によって信仰が拡大する様相を具体的に明らかにできた。

#### おわりに

ここまで多度神社と小串氏を事例として、社家の活動と信仰の伝播を見てきた。

氏は経営の基盤を布教活動による収入(初穂料)に移していったと推測され、第三章で述べたように、十八世紀前半か ら活発に活動を展開する。 まず、第二章で明らかにしたように、藩主家の交代にともなって同社の社領はたびたび減少した。これにより、

の伝播には、 同氏は配札のほかに祈祷や勧請を行っており、 勧請が大きな役割を果たしていることが確認できた。多度神社の場合、桑名藩下屋敷に分社が創建された それらは依頼者の希望に細かく対応するものであった。そして、

近世の地域大社と社家の布教活動(谷

ことを契機として、江戸に信仰が広がり、さらにそれが久留米藩内への勧請につながっている。

るのではないか。近世後期になると、武家屋敷内に邸内社が建てられ、盛んに公開されたことが既に判明している。今 後は、これが信仰の伝播や勧請元の寺社に及ぼした影響についても検討してゆかなければならない。 信仰が地域を越えて広がった時代であるが、この伝播において江戸という都市が果たした役割を改めて考える必要があ ここで江戸への勧請が契機となっていることは重要である。これは金毘羅信仰の事例と共通している。近世は様々な(8)

実態を明らかにする必要があろう。 域大社は、藩内において何らかの役割を果たしていたと考えられるのであって、支配の問題にも目配りした上で、その ように桑名藩 このほかの課題として、藩と地域大社との関係の解明が挙げられる。多度神社を例にすると、第三章(2)で触れた (藩主) はたびたび祈祷を命じており、 さらに、藩主や名代の参拝事例も数多く確認できる。つまり、地

はこれについても解明してゆくことが求められる。また、各地の分社に関しても明らかにしなければならない。 は小串氏だけではなく、平野氏も行っていたからである。 右の諸課題については、他の寺社の事例も踏まえ別稿を期すこととしたい。 最後となったが、本稿で浮き彫りとなった布教活動と信仰の様相は一端に過ぎない。なぜなら、多度神社の布教活動 同氏の活動は小串氏に比肩するものであったと想定され、

#### 註

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 二〇〇七年)、 『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)、井上智勝 高埜利彦 『近世の朝廷と宗教』 (吉川弘文館、二〇一四年) 『近世の神社と朝廷権威』
- (2)井上智勝「近世の神職編成と国郡制・領主制」(井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』 所収、 吉川弘

(3) 澤博勝 『近世の宗教組織と地域社会 ― 教団信仰と民間信仰―』 (吉川弘文館、一九九九年)、竹ノ内雅人 『江戸の神社と都市社会』 文館、二〇〇八年)・「近世の神職組織 ――触頭を擁する組織を対象に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八号、二〇〇八年)。

(4)原淳一郎『近世寺社参詣の研究』(思文閣出版、二○○七年)など。

(校倉書房、二〇一六年)など。

- (5)中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇〇年)、一宮研究会編 本中世国家と諸国一宮制」 上:個別研究編』(岩田書院、二○○四年)・『中世一宮制の歴史的展開 下:総合研究編』(岩田書院、二○○四年)、井上寛司『日 (岩田書院、二〇〇九年)。 『中世一宮制の歴史的展開
- 西田かほる「地域大社の実態について」(『近世甲斐国社家組織の研究』所収、山川出版社、二〇一九年。初出は二〇〇三年)、
- 松本和明 「近世西宮神社の社中構造-―貞享~正徳期を事例として―」(『ヒストリア』二三六号、二〇一三年)など。
- 御嶽山と幕府・朝廷勢力」(武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編『武州御嶽山の史的研究』所収、岩田書院、二〇一八年)など。 靱矢嘉史「武州御嶽山の近世的成立─武蔵国地域大社の一事例として─」(『早稲田─研究と実践─』三一号、二○○九年)・「武州
- 金毘羅信仰に関しては、守屋毅編『民衆宗教史叢書第十九巻』金毘羅信仰』(雄山閣出版、一九八七年)を参照
- (11)多度神社とその祭神についての説明は、吉井良隆「多度神社」(式内社研究会編『式内社調査報告第七巻 東海道2』所収、皇 近世には「多度権現」・「多度大神宮」など様々な呼称が存在した。煩雑を避けるため、本稿では「多度神社」で統一する。
- 學館大学出版部、一九七七年)、中野泰志「多度大社」(谷川健一編『日本の神々―神社と聖地―第六巻 伊勢・志摩・伊賀・紀伊』 所収、白水社、一九八六年)、岡野友彦「伊勢国」(註(5)中世諸国一宮制研究会前掲書所収)に拠った。
- (12) ただし、主祭神 仰―民俗学より見た御祭神転移の過程―」、『伊勢民俗』二号、一九五二年、 (多度神) が天津彦根命と考えられるようになったのは、 五頁。 近世中期以降とされる (堀田吉雄一多度神と其の信
- 柳田國男「目一つ五郎考」(『定本 柳田國男集 第五巻』所収、筑摩書房、一九八二年。初出は一九二七年)。

近世の地域大社と社家の布教活動

14 世多度神社祠官小串氏について」(註(5)一宮研究会前掲書所収)。ただし、椿大神社への一宮の移行時期については、石神教 親氏が十三世紀前半まで遡る可能性があることを指摘している(「多度大社と椿大神社―伊勢国一宮をめぐって―」、『三重県史 井後政晏「伊勢国一宮の再検討―多度神社と椿大神社―」(『皇學館大學神道研究所所報』六五号、二〇〇三年)、岡野友彦「中

研究』二五号、二〇一〇年)。

- (15) 『多度神宮寺伽藍縁起幷資材帳』とその伝来・研究史については、西宮秀紀「多度神宮寺伽藍縁起并資材帳の伝来と写本研究覚 年(一八〇九)三月二十日付で馬嶋の蔵南坊という人物が「近頃京都之古寺ノ宝蔵」から出たという「勢州多度山縁起并資材帳 書」(『専修大学人文科学研究所月報』二八七巻、二〇一七年)を参照。なお、註(22)で説明する「小串家文書」には、文化六 書状と関係文書が含まれている(「(雑文書一括)」、整理番号C―一四)。 (「此巻物、長サ壱丈弐・三尺」)の存在を社家平野氏に知らせ、「弐十五両から三十両位ナラ大方手ニ入候」として購入を勧める
- 「多度山法雲寺末寺帳写」(三重県編『三重県史 資料編中世2』、三重県、二〇〇五年)、三二頁。
- 略記」では元亀元年(一五七〇)の出来事としている 25 の「宝暦拾辰六月御領主表江差上口上書扣」では、天正二年(一五七四)の出来事とし、註(如) の「多度大神本縁
- (18) 「宝永八年 多度村明細帳」(多度町教育委員会編『多度町史 資料編2近世』、多度町、二〇〇四年)、三六〇~三六三頁
- (19)「(寛政六年)大祭御神事規式簿」(註(18)『多度町史 資料編2近世』、一四二~一五○頁)。当史料は寛政六年(一七九四 に際して、社家小串氏が作成した「御神事諸願扣」からも村々の関与を窺うことができる(「小串家文書」整理番号B―三)。 五月二十六日に社家の平野直隆が例祭における「祭式ノ例」をまとめたものである。このほか、文化十二年(一八一五)の例祭
- 三一点)、多度神社と桑名藩とのやりとりを詳しく把握することができる。 番号B―四二)などに拠る。なお、この「御用留」は宝暦五年正月から嘉永五年(一八五二)正月まで断続的に残存しており 小串氏が宝暦五年(一七五五)正月~二月における桑名藩との上申・下達を記録した「御用留帳 多度」(「小串家文書」整理
- (2)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」正徳三年条(「小串家文書」整理番号B―三一七)。当史料は、 小串氏が

十月吉日に書写した旨の小串暉吉の墨書がある、②文政六年(一八二三)の記事で終わっている、ということから、小串氏に伝 作成した多度神社と小串氏の年代記である。奥書が無いため正確な成立時期は確定できないが、①表紙裏に寛政元年 (一七八九)

岡野友彦氏を代表とする皇學館大学小串家文書調査団によって整理・調査が行われた。十七世紀初頭から二十世紀初頭までの 本稿で主に使用するのは「小串家文書」(個人蔵)である。これは小串氏に伝来した文書群で、近年、同氏の邸宅より発見され

一一七部三○四四点の文書で構成されている。以下、特に断らない限り、「小串家文書」を出典とする。

えられていた何らかの年代記に暉吉が増補を加え、文政六年頃に成立したものと推定される。

- 23) 註(14) 岡野前揭論文。
- (公)「兼右卿記」永禄十二年三月三日条(多度町教育委員会編『多度町史 資料編1考古・古代・中世』、多度町、二〇〇二年) 三一号、二〇一六年)。小串氏の吉田家への接触は、このような北勢地域の社家たちの動向に呼応するものとして理解すべきであ 五〇七〜五〇八頁。伊藤信吉氏によると、永禄年間には既に桑名郡桑名に所在する春日神社の社家鬼嶋氏・郷司氏が、吉田家と の間に密接な関係を構築していたとされる(「伊勢国桑名郡春日社社家と神祇官吉田家 ― 戦国期を中心として―」、『皇學館史學

— 171 —

- (25)「宝暦拾辰六月御領主表江差上口上書扣」(整理番号E―八)。これは宝暦年間に起きた相論に際して、 六月に小串吉延が 自身の家を天目一箇命の後胤で古代より多度神社に奉仕してきた社家と説明している 「神主」を称することの正当性を主張するため、桑名藩寺社奉行所に提出した由緒書の控である。なお、この 宝暦十年 (一七六〇)
- (26)この相論は、宝暦九年八月から同十一年七月にかけて起きた争いで、発端は江戸幕府による全国の神社調査であった。 争点となっ 寺との争い、③平野氏の 両社家への詰問、という経過を経て、三者の地位・役割が明確化するところとなった。なお、神社調査については、 たのは社家と神宮寺の肩書で、①社家の肩書をめぐる小串・平野の両社家と藩との交渉、②法雲寺の肩書をめぐる両社家と法霊 ,幕府と寺社」(註(1)高埜前掲『近世日本の国家権力と宗教』所収、一〇〇~一〇二頁。初出は一九八五年)を参照 「神主」号の使用をめぐる小串氏と平野氏との争い、④法雲寺の肩書に関する御室御所 高埜利彦「江

- (27) 「神道裁許状(著風折烏帽子狩衣)」(整理番号A―二四)。
- (28)「叙従五位下口宣案」(整理番号A―一)・「叙従五位下位記」(整理番号A―一四)、「任山城守口宣案」(整理番号A―二)・「任 山城守宣旨」(整理番号A—一一)。
- め上京するよう要請している(「寛政年中扣・伏見宮様御祈願扣・吉田御殿黒袍神祇道御礼扣」、整理番号E―五四―二)。 用人の後藤義紀は小串氏に、二日に発生した京都地震により邸内の「多度大神宮社」が破損したことを報じ、遷宮を執り行うた (邸内社)の創建時期は不明であるが、文政十三年(一八三〇)七月にはその存在が確認できる。同月九日付で伏見宮家
- (30)「覚 (伏見御所様江御館入願上につき)」(整理番号B―六八―三)、註 (21)「歳々記録 (多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」
- (31)「伏見御所御家来御願之文通并願書」(整理番号E 五五)。
- 「御請申一札之事 (田口新田之社人堀田能登兼帯仕ニ付)」(整理番号B-五三〇)、註 (21)「歳々記録 (多度大社の由緒書

**乍恐口上の写など)」安永四年条。** 

- (33) 「送り一札(神祇道御望ニ付離檀之儀承知ニ付)」 (整理番号B―四三七)。
- (3) 「奉願覚 (神主職号につき)」 (整理番号B―三九三)。当史料は、 との正当性を主張するため、吉田家に提出した訴状の写しである。 宝暦十年九月に平野右馬大夫(重隆) が「神主」を称するこ
- (35)「(寄進状写)」(整理番号B―三五七―三)。
- 〈36〉元禄十一年(一六九八)二月三日付で、小山村の伊東覚左衛門・戸津村の伊東金右衛門が法雲寺・小串氏・平野氏に出した袖 九年従公儀御触ニ付神社由緒書差上候様被仰付候処神主号之儀ニ付小串家平野家出入一件并吉田家江諸願諸書付等扣」、整理番号 文写」、註(18)『多度町史 大夫」とある(整理番号B―一一七)。一方、宝暦相論においては、小串氏は平野氏のことを「神楽役」と主張している(「宝暦 領の寄進状に関する証文をみると、彼らは平野氏を「禰宜平野右馬大夫」としている(「元禄一一年多度権現社領寄進状等請取証 資料編2近世』、五八頁)。また、宝暦九年十月に作成された「神社御改帳」にも「禰宜

#### 上一三九)。

- (37)小串氏と平野氏の争いは、吉田家の命を受けた三重郡日永村北宮神明宮の神主井尻加賀が仲裁を行い、平野氏を神主とするこ とで宝暦十一年(一七六一)七月に落着した(「(平野因幡職号一件に関する文書一括)」、整理番号B―三五三―二五)。
- (38)「(平野因幡職号一件に関する文書一括)」(整理番号B―三五三―五)。
- 関する平野氏の記録である。表紙に「平野右馬大夫重達」とあり、本文の後半部分には「寛政十三辛酉年 ニ記す」との記述がある。よって、平野重逵が残した記録に平野直興が追記を加えたものであると推定される。 日記」(整理番号C|四八)。なお、「桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚日記」は、桑名藩や檀那とのやりとりに (21)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」寛永年中条、「桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚 平野伊予守直興、
- 40) 「多度大神本縁略記」(神道大系編纂会編『神道大系 神社編十四 当史料は、元禄十一年(一六九八)三月に尾張国津島神社の社家で神道家であった真野時綱が、法雲寺の住持であった良秀から (一七四八) 十一月に時綱の子である猶綱が修正を加えて完成させたという。 の依頼を受けて執筆した多度神社と神宮寺(法雲寺)の由緒書である。跋文によると、草稿のまま放置されていたが、寛延元年 伊賀・伊勢・志摩』、神道大系編纂会、一九七九年)、二七七頁
- (4) 「宝曆九年従公儀御触ニ付諸国神社御改之節法雲寺別当号之儀ニ付社中及出入候、 (整理番号E―四五)。当史料は、宝暦相論の当事者であった小串吉延が法雲寺との相論の経過をまとめた記録である。 其節御領主表并御室御所江差出候書付之扣
- 4. 同才
- (4) 「口上之覚(法雲寺より差出候につき)」 (整理番号B―三五一)。
- 44)「慶長十年多度権現棟札」(註(18) 『多度町史 資料編2近世』)、四六頁。
- (45) 註(34)「奉願覚(神主職号につき)」。
- (46)「(本多忠勝奉行人連署寄進状)」(整理番号C―一三
- (47) 「桑名領在々知行目録」(三重県編『三重県史 資料編近世1』、三重県、一九九三年)、四九一頁。

近世の地域大社と社家の布教活動

- (48) 註 (34) 「奉願覚 (神主職号につき)」。
- (49)「(本多忠政社領寄進状写)」(整理番号B-九六-三)。
- (50)「(本多忠政社領寄進状写)」(整理番号B—九六—五)。
- 51 は三十石ではなく二十石である(「本多忠政社領寄進状」、註 め同神社に発給された本多忠政の寄進状を引用している。これによると、正月十七日付で東肱上村内において二十石、 九月十一日付で小山村内において三十石が寄進されている。なお、後者の寄進状は現存しているが、それを見ると寄進されたの (34)「奉願覚(神主職号につき)」。この訴状において、平野氏は春日神社の社家にも問い合わせ、 (47) 『三重県史 資料編近世1』、五〇〇頁)。 自身の主張を補強するた 元和二年
- (52) 註 (35)「(寄進状写)」。
- (3) 註 (4) 「奉願覚 (神主職号につき)」。

「御家中分限帳(桑名藩)」(整理番号B―七六)。

- E―五二)。なお、「多度大神宮由緒書」は、文政七年(一八二四)三月に両社家と多度村庄屋が、桑名藩の寺社役所に提出した 由緒書の写しである。 (21) 「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」寛政六年七月四日条・八月条、「多度大神宮由緒書」(整理番号
- 56)註(19)「(寛政六年)大祭御神事規式簿」、一四二頁。
- (57)「勢州桑名郡多度村式内多度大神宮覚書扣」(整理番号E―四九)。当史料は文化十一年(一八一四)三月に小串暉吉・平野直 興が作成した由緒書の控である。なお、桑名藩から実際に支給されていた米は、「高拾五石分 一、 一、高弐石五斗」を合わせた「〆高拾石 此米拾四俵三斗弐升三合、 口米共」である(「御城主越中守様・忍御城主下総守様 高七石五斗」と「高五石分
- (58)註(57)「御城主越中守様・忍御城主下総守様 御用記」文政六年十二月条 用記」文政六年未忍表ゟ御引移後御用向条、整理番号B─六○)。
- 9) 同右、文政六年未忍表ゟ御引移後御用向条。

- 「宝曆十年社中及出入候節二條御殿江差上候願書控」(整理番号B—三七—一—五)。
- (61)「多度権現奉上金子之覚(高須輪中小笠原主膳正領抜杁為堅固之当夏中立願につき金子拾両)」(整理番号B―四三六)。
- 62 所史隆「高須藩」(木村礎ほか編『藩史大事典 第4巻中部Ⅱ ─ 東海』所収、雄山閣出版、一九八九年)。
- 63 これは「桑名町に居住した商人であった佐々部家の関係者が執筆したもの」とされる(同上、二八頁)。 歴史公文書班「資料紹介 桑名市博物館寄託佐々部家文書「旧記」」(『三重県史研究』三六号、二〇二一年)、三一頁。 なお、
- (4) 註(4)「慶長十年多度権現棟札」。
- 65 松下孜「近世知多地方の雨乞い―知多郡小鈴ケ谷村の事例―」(『日本福祉大学子ども発達学論集』四号、二〇一二年)。
- 66 「斉諧俗談」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版 第一期19』所収、吉川弘文館、一九七六年)、三〇三頁
- (67)「殿様より雨乞御祈祷覚帳」(整理番号B―四一)。
- (8)「(濃州武儀郡横越村方天水待之処ニ付書付)」(整理番号B—五二九)。
- 69 いう(註(2)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」明和七年七月十八日条)。 この翌日の朝、本宮と一目連神社の間にあった「籠石」と呼ばれる神石が滑り落ちており、その下から古鏡などが出土したと
- (70)「折々草」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版 第二期21 一所収、 吉川弘文館、 一九七四年)、五二~五四頁。
- 註(21)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」天明三年九月二十七日条。
- (72)「太々御神楽祈祷用記」(整理番号B—一四)。
- (73)「大々神楽式」(整理番号B―三四四)。
- 〔71〕「平野家方太々御神楽控」(整理番号B——二二五)。
- (75) 「午御用留(神主と桑名藩寺社方との往復文書)」 (整理番号E―一一一)。
- 76 を利用した。 国文学研究資料館所蔵|類例略要集 下巻」(請求番号MX―四三一―七)。閲覧に際しては、新日本古典籍総合データベース

- (7)「江戸一目連神社御勧請御用向之控」(整理番号B—一三五)。
- (78)「東都歳事記」(朝倉治彦校注『東都歳事記1』、平凡社、一九七〇年)、二〇頁
- <del>7</del>9 東北大学附属図書館所蔵「下谷三味線堀一目連社奉納額面」(請求記号林文庫一七三六)。閲覧に際しては、東北大学デジタル

コレクションを利用した。

- (80)「(忍御家中旦家御名前帳合冊)」(整理番号B——九四)。
- (81) 同右。
- 82 「御城主越中守様・忍御城主下総守様 御用記」文政九年八月条(整理番号B一六〇)。
- 「筑後国久留米御城主有馬玄蕃頭様御領内一目連大神御神幣御差向之事」(整理番号E—三〇)。
- (8)「(御祈祷檄・御祓大麻など雛形帳)」(整理番号B―三三八)。 近世の海運と菱垣廻船・樽廻船については、柚木學『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、一九六五年)・『近世海運史の研究』
- 85 政大学出版局、 一九七九年)を参照 (法
- 86 九七六年)、一八八~一九四頁 守屋毅「金毘羅信仰と金毘羅参詣をめぐる覚書―民間信仰と庶民の旅を考えるために―」(註(9)守谷前掲書所収。 初出 は
- 87 岩淵令治「武家屋敷の神仏公開と都市社会」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇三集、二〇〇三年)。

#### 付記

く御礼申し上げたい

史料の閲覧・引用に際しては、「小串家文書」の所蔵者である小串和夫様から格別のご高配を賜った。末筆ながらここに記して厚